

平成26年1月31日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする統合失調症(なお、提出されているa病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書(以下「本件診断書」という。)の障害の原因となった傷病名に記載されている「反復性うつ病性障害 現在精神病症状を伴う重症エピソード ICD-10コード(F33.30)」は、「統合失調症」と同一関連傷病と認められることから、これらの傷病のいずれをも、以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(反復性うつ病性障害 現在精神病症状を伴う重症エピソード)については、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態が、国民年金法施行令別表(障害等級1級、2級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないため、支給されません。」として、障害認定日とその受給権発生日とする障害基礎年金の支給をしない旨の処分(以下、これを「原

処分」という。)をした。なお、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当するとして、受給権を発生した年月を同年〇月とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日とその受給権発生日とする障害基礎年金は、障害認定日における障害の状態が国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ支給されないことになっている。

2 本件の場合、当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であり、障害認定日は当該初診日から起算して1年6か月を経過した平成〇年〇月〇日であること、また、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が国年令別表に定める障害等級2級に該当することについては、いずれも、当事者間に争いがないと認められるところ、請求人は、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対し、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 当該傷病による障害により障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

2 そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社

会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると思料するものである。

認定基準の「第2 障害認定に当たったの基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、認定基準の第3章第1節第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度ものを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされ、統合失調症による障害で障害等級2級に相当すると認められるもの一部例示として、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、統合失調症は、予後不良の

場合もあり、国年令別表・厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の状態に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもあるので、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

3 本件障害の状態は、本件診断書によれば、発症から現在までの病歴及び治療の経過等は、請求人が平成〇年〇月〇日に陳述したとして、「H〇年〇月〇日倒れて救急車でcHpへ搬送される。受付の人が笑っていたので自分が笑われているように感じる。気分一致した被害関係妄想が出現する。当初、インプロメンとタスモリンのみ投与され服用していた。不眠、抑うつ、不安、無気力強くH〇年〇月〇日本院初診となる。以来うつ波が何度もきてそのつど幻覚妄想状態になるが、シュナイダーの1・2級症状はそろえず、気分一致した精神病症状が出現する」、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「暗い表情で、ポツリポツリと思考制止あり、気分一致した妄想を語る。」とされ、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、刺激性、興奮、憂うつ気分、自殺企図、希死念慮）、幻覚妄想状態等（妄想）、統合失調症等残遺状態（意欲の減退）があり、具体的には、「抑うつ、無気力、悲哀感、生氣感情の喪失あり。気分一致した妄想出て、意欲の減退著しく希死念慮出て自殺企図しERに搬送されたことある。」とされている。生活環境は、同居者（有）の在宅生活で、「家人とはコミュニケーションとれる。」とされ、日常生活能力の判定をみると、適切な食事は「自発的にでき

るが時には助言や指導を必要とする」程度であるが、身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬（要）は、「自発的かつ適正に行うことはできない」「助言や指導があればできる」、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性は、いずれも「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」とされ、日常生活能力の程度（精神障害）は、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断されている。現症時の就労状況、身体所見（神経学的な所見を含む。）、障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等の利用についての記載はなく、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「単身生活不能 就労不能」、予後は「不良」と記載されている。

また、請求人作成の平成〇年〇月〇日付病歴状況申立書（国民年金用）によれば、障害認定日（平成〇年〇月〇日）頃の状態として、電車で1時間通勤し、電話の応対、役所の事務処理、経理をしており、仕事や仕事が終わった時の身体の調子については、「とてもフラフラしてまっすぐ歩けず、帰宅後には無気力状態」、その他日常生活で不便に感じたことについては、「台所に入るとアルコールを飲んでしまい、何も出来なくなってしまふ。判断力がない。」とされている。さらに、請求人作成の平成〇年〇月〇日付「別紙」と題する書面によれば、休業期間があったものの、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで就労しており、1日3～5時間、1か月あたりの就労日数は0～5日、「事務、経理、労務」の仕事をして、1か月あたりの賃金は5年間平均として〇〇万円、一般採用で「主人の会社の役員」として勤務しており、就労の中で障害があり大変だと思ったこととしては、「銀行や役所などの人混みの中に出かける事。伝票処理や給与計算などの数字が間違っはいけない事。」と記載

している。なお、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得し、障害認定日当時の請求人の標準報酬月額をみると、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日は〇〇万円、平成〇年〇月〇日は〇〇万円、平成〇年〇月〇日は〇〇万円、平成〇年〇月〇日は〇〇万円、平成〇年〇月〇日は〇〇万円とされている。

以上によれば、障害認定日における本件障害の状態は、思考・運動制止、刺激性、興奮、憂うつ気分、自殺企図、希死念慮、妄想、意欲の減退の精神障害を認め、単身で生活するとした場合の日常生活能力の多くは、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、ないしは助言や指導をしてもできない若しくは行わない状況にあり、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要な状態で、単身生活不能、就労不能の状態にあったと認められ、このような状態は、認定基準に照らしてみると、それは、2級に相当すると認められる例示の「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」に該当する。

なお、障害認定日当時において、請求人は、電車で1時間通勤し、電話の応答、役所の事務処理、経理の仕事を行い、給与を得ていたことが記載されているものの、本件診断書に記載されている障害の状態から判断すると、当時において請求人が継続的に安定した就労がなされていたと判断することは困難であり、むしろ、再審査請求代理人作成の平成〇年〇月〇日付「審査請求の趣旨および理由」に記載している「本人は何日かは働いている」と記載したようですが、実際には家に一人にすると何をするかわからない状況であったため、私自身が自分の会社を営んでいることや、車通勤であるため、極力自宅で作業し、私が会社に行かなくて

はいけないときには同行させていました。本人は仕事をすると行ってましたが、実際にはパソコンの前でぼーっとして一日過ごしたりする状況でした。銀行業務等は、私の妹に月数回来てもらったり、私が銀行まで同行したりして、処理していました。また、「私は役に立ってない。何も出来ない」と言っては落ち込むことも多かったので、ショックを与えることが怖くて、会社を解雇することも出来ず昨年まで社員としていました。」とする状況であったと推察され、当時において給与が支払われていたことによって、本件診断書に依拠して客観的かつ公正、公平になされた前記の判断が左右されることにはならない。

- 4 以上のように、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当することから、障害認定日をその受給権発生日とする障害基礎年金を支給しないとする原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。